

茅ヶ崎市告示第(74)号

公 示 送 達 書

次の納付義務者に対し、実地調査、書類調査等、相当の調査をしてもなお、住所、居所等が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は次に示す場所に保管し、申し出があった場合は交付します。

令和8年6月11日

神奈川県茅ヶ崎市市長 佐藤 光



- 1 送達する書類名 令和8年度納付済通知書
- 2 送達する書類の保管場所 茅ヶ崎市役所 障がい福祉課

氏名（名称）
一般社団法人自立支援塾 代表理事 白井理子

（注意）

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

掲 示 期 間

令和8年6月11日から
令和8年6月25日まで